

滋賀県協働推進本部の組織・業務の概念図

多様な主体と行政が
ともに地域を支え合う
協働型の社会づくり

本部員会議

幹事会議で協議された事項の審議、決定を行う。

幹事会議

以下の事項について協議、調整および決定する。

- (1) 協働に関する基本的かつ総合的な施策の推進に関する協議
- (2) 協働の推進に係る関係行政機関との連絡調整
- (3) その他協働の推進について必要な事項の協議、決定

具体例

1. 協働提案制度の推進
2. 協働事業の調査、評価の活用
3. 庁内における協働の推進

連絡員会議

幹事会議における協議等に関する事務を行う。

- (例)
- (1) 協働提案制度の運用にかかる連絡調整
 - (2) 協働事業調査の取りまとめ
 - (3) 協働推進セミナー等の実施に係る周知および連絡調整
 - (4) その他協働の推進について必要な事務の遂行